

## 第4回

# 産婦健康診査に係る都内共通受診方式の導入に向けた検討会

令和8年2月9日

(午後 6時00分 開会)

○砂賀事業連携担当課長 お待たせいたしました。おそろいでない委員もいらっしゃるのですが、定刻になりましたので、ただいまから、第4回産婦健康診査に係る都内共通受診方式の導入に向けた検討会を始めさせていただきます。

本日はお忙しいところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私は、福祉局子供・子育て支援部事業連携担当課長の砂賀でございます。本日の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料のご確認をお願いいたします。

資料1、産婦健康診査に係る都内共通受診方式の導入に向けた検討会設置要領でございます。それから、3ページが検討会の名簿となっております。続きまして、1枚めくっていただきました4ページが検討の進め方、5ページが導入に当たっての決定事項でございます。次の6ページが受診票の様式でございます。続きまして、2枚めくっていただきました10ページ、こちらが連絡票の様式となっております。続きまして、11ページ目からが標準要綱、16ページ目からが事務の手引きとなっております。大分進んでいただきまして、27ページが医療機関・都民向け周知等、資料9になっておりまして、次ページ以降が参考資料となっております。

以上、事前にご送付、机上配付させていただいております。もし、不具合等のある方はお知らせいただければと思います。

(なし)

○砂賀事業連携担当課長 それでは、次に検討会の運営について、ご説明をいたします。

検討会は公開となっております。本日、傍聴の方ですとか報道関係者もいらっしゃるほか、配布資料、議事録につきましては設置要領第10に基づき、後日、ホームページで公開することを申し添えます。

また、議事録につきましては、事務局で作成いたしまして、事前に委員の皆様の確認をさせていただきます。

また、本日会場とオンラインによる実施となっております。会場にいらっしゃる方におかれましては、ご発言の際にお手元のマイクをご使用いただきますようお願いいたします。また、オンラインでご参加される方につきましては、手を挙げるボタンを押していただき、私からご指名させていただいた後、ミュートを外してご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、次第の2、委員紹介に入ります。資料2の名簿をご覧ください。関係団体、関係行政機関の区分ごとに五十音順となっておりますので、名簿順にご紹介をさせていただきます。

東京精神神経科診療所協会事務局長、海老澤委員でございます。オンラインでのご出席となっておりますが、まだご参加いただけていないということで、遅れてのご出席になるかと思っております。

続きまして、東京都医師会理事、落合委員です。

○落合委員 落合でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○砂賀事業連携担当課長 お願いいたします。

続きまして、東京産婦人科医会理事、兵藤委員でございます。

○兵藤委員 すみません、今遅れてまいりましたけれども、東京都立墨東病院、東京産婦人科医会理事の兵藤でございます。よろしくお願いいたします。

○砂賀事業連携担当課長 続きまして、瑞穂町福祉部子ども家庭センター課長、島崎委員でございます。オンラインでのご出席です。

○島崎委員 瑞穂町の島崎です。よろしくお願いいたします。

○砂賀事業連携担当課長 続きまして、八王子市健康医療部大横保健福祉センター担当課長兼子ども家庭部こども家庭センターの星野委員でございますが、すみません、今日ちょっと急な体調不良ということで、ご欠席となっております。

続きまして、葛飾区健康部青戸保健センター所長、柳池委員でございます。オンラインでのご出席です。

○柳池委員 よろしくをお願いいたします。

○砂賀事業連携担当課長 また、事務局として、子供・子育て施策推進担当部長の瀬川が出席しております。

○瀬川子供・子育て施策推進担当部長 瀬川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○砂賀事業連携担当課長 それでは、続きまして、次第の3、都内共通受診方式導入に当たっての方向性に入ります。

資料3に検討の進め方の資料を添付しております。

導入につきましては、昨年11月に五者協にて協議を行い、令和8年、今年の10月から開始すること、また公費負担額等について合意いただいたところでございます。

本日は青枠で囲ったとおり、導入に当たっての決定事項等についてご報告をさせていただき、事務の手引きや医療機関・都民向けの周知に関することについて、ご議論をいただきたいと考えております。

それでは、資料4から7まで、事務局からご説明をさせていただきます。

○川嶋家庭支援課課長代理（母子保健担当） 事務局の川嶋です。よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに資料4、都内共通受診方式導入に当たっての決定事項をご覧ください。こちらの内容は、これまでの検討会でもお示ししてまいりましたが、共通受診方式導入に当たっての決定事項になります。前回からの修正は、主に赤字、下線の部分となります。

まず、対象施設につきましては、資料に記載のとおりでございます、その下の健康診査の内容につきましては、資料5として添付しております受診票のとおりとなります。

続きまして、公費負担額については1回あたり5,000円といたしまして、2回目

まで公費負担対象となります。こちらは、五者協でも合意いただいたところでございます。

次に、受診票利用開始日についてでございますが、こちらは前回の検討会では、令和8年10月1日以降に出産した産婦としておりましたが、医療機関等の混乱を避けるためにも、10月1日以降に受診した産婦としたほうがよいとのご意見をいただいたところでございます。こちらを受けまして、受診票利用の対象は、令和8年10月1日以降に受診した産婦という形にいたしました。

制度周知の部分については、最後の議題でも触れさせていただきます。

一番下の契約・請求事務の流れについてでございますが、こちらも前回いただいたご意見を踏まえまして、3枚つづりの受診票のうち、産婦本人控は空白部分を設けるため、2枚目と3枚目の順番を入れ替えました。

続きまして、資料5の受診票についてでございます。

受診票の表紙といたしまして、受診の方法や時期、注意事項等を記載した「産婦健康診査のご案内」をつけまして、その下に3枚つづりの受診票を添付いたします。

7ページ目からが受診票の本体になります。

1枚目は甲といたしまして、医療機関控になります。前回から内容の変更はございませんが、右上に区市町村の公印を印字できるスペースを設けてございます。

2枚目は乙といたしまして、医療機関が国保連に送付する請求原票で、最終的には、こちらは区市町村の手元に届くものになります。内容は、1枚目の医療機関控と変更はございません。

最後、3枚目は丙といたしまして、こちらは産婦本人の控えになります。検討会でのご意見を踏まえまして、上段のアンケート部分や、下の医療機関が記入する精神疾患等に関する部分は複写されないような形にしております。

続いて、資料6の連絡票についてです。

こちらは、精神的な面で気になる産婦がいた場合など、区市町村のフォローを急ぐ場合に、医療機関から区市町村へ連絡するための連絡様式になります。

前回の検討会でのご意見を踏まえまして、上段の氏名等の個人情報欄につきましては、医療機関で記載いただかないようにするため、グレーの網掛けをしております。送付後に、電話等でやり取りを行い、受領した区市町村が聞き取りにより記載するものとしてございます。

また、こちらでも前回の検討会でご意見をいただきましたとおり、いつ頃電話が来るのか、また、どちらが電話するのか等が分かるようにするため、一番下にチェック欄を設けました。

最後に、資料7の標準要綱についてでございます。

こちらは、各区市町村が要綱を定める際の標準的な要綱となります。対象や実施期間、また実施方法などを具体的に記載しております。資料4でご説明した決定事項に関する

内容も盛り込まれてございます。こちらの要綱は、五者協に付議いたしまして、了承されたものになります。

私からの説明は以上です。

○砂賀事業連携担当課長 第1回から第3回まで、皆様にご議論いただきました内容に従って、修正等を加えさせていただいたものになります。何かお気づきの点ですとか、改めてのご意見等があれば。

兵藤先生、お願いいたします。

○兵藤委員 10月1日から受診の産婦ということで、分かりやすくいいと思うんですけども、そうしますと、もうぼちぼち今、妊娠届出をしている人がお産をして、1か月健診をやるのが10月に入る方も出てきている頃だと思います。もちろん後付けで、超音波のときもそうでしたけど、後でもう既に受付が済んでいる人は追加で送るとかいうことで対応できるのだろうとは思いますが、その認識でよろしいですか。

○川嶋家庭支援課課長代理（母子保健担当） はい。その認識で考えておまして、具体的には区市町村さんのほうでの配付事務になります。その辺のご意見、区市町村のほうからいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○砂賀事業連携担当課長 そうしたら、すみません、瑞穂町様、まずよろしいでしょうか。

○島崎委員 瑞穂町です。

間に合わない方については個別に配付をしていくということで、瑞穂町でも想定しております。瑞穂町は、規模的には大きくないので、そういったことが可能かと思いますが、大きい規模の自治体は、それで対応できるのか、疑問に思っております。

以上です。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

続いて、葛飾区の柳池委員いかがでしょうか。

○柳池委員 葛飾区も個別に郵送する予定でございます。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

今日参加されてない自治体さんからも、同じような方式だというふうに聞いておりますので、各自治体の規模、現状に沿ったご対応をお願いできればと思います。

そのほか、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○砂賀事業連携担当課長 そうしましたら、続きまして、次第の4になります。

前回の検討会でもお示しさせていただきましたが、医療機関向けの手引きについて、修正点等を事務局からご説明させていただきます。資料8をご覧ください。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） 事務局の藤原でございます。

先ほど説明をいたしました資料4から6の内容も含まれておりますけれども、手引きとして修正が入った部分について、ご説明したいと思います。

医療機関向け産婦健診事務の手引き（案）の修正した部分になります。

まず16ページ、赤字の部分ですけれども、共通受診票利用開始日の部分の修正点が丸の一つ目、受診票の利用者は令和8年10月1日以降に受診した産婦ということ、米印の二つ目に、「10月以前に受診した場合、受診票は使用できません。」ということを書き加えております。

17ページにつきましては修正点はありませんで、18ページに移ります。

受診票の取扱いの2行目になります。

2枚目と3枚目の順番が異なるために要注意ということを書き加えております。資料4の段階でも、2枚目と3枚目が通常の妊婦健診、乳幼児健診とは異なるということをお伝えしていた部分です。

もう一点、青枠で囲った部分のさらに赤枠の部分、日付につきましては、緑の枠の受診年月日と同じこととするということを追記してございます。

続いて、19ページに移ります。

表の下の二つになりますアンケート1とアンケート2、両方共通しまして米印をつけております部分です。産婦本人控にはアンケート本文・点数記載ともになしと、点数の記載がないだけでなく、アンケート本文も記載のないものをお渡しするというところで修正いたしました。

21ページから23ページは、修正はございませんので、24ページをご覧ください。

連絡票の記載につきましては、一番下の部分、電話をしますまたは電話をくださいのどちらかにチェックを入れるように追記をしてございます。

続きまして、25ページに移ります。

FAQとなりまして、表の二つ目の項目、対象を追記しています。「10月以降に受診した産婦が受診票なしで受診した場合の対応は、産婦または医療機関から区市町村にご連絡の上、受診票を区市町村からお受け取りください。ただし、令和8年度末までの経過措置として、区市町村により償還払いが可能な場合もございますので、各区市町村の窓口にお問合せください。」といたしました。

次の三つ目の項目、請求事務についてです。こちらは追記となります。

誤って請求原票を産婦に渡してしまった場合の国保連への請求についてです。「医療機関控えの写しを国保連へご送付ください。」と追記しておりまして、さらに米印で、受診票発行時の区市町村に事前に連絡し、連絡日と担当者何々様了承済といった旨を記載した付箋を受診票に貼った上で、送付をお願いしますということ。さらにもう一つの米印、「本人控えの写しでは請求できない可能性があるため、ご注意ください。」といたしました。

26ページの修正はございませんで、手引きの修正点の説明は以上でございます。

○砂賀事業連携担当課長 ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

○兵藤委員 すみません。

○砂賀事業連携担当課長 兵藤先生、お願いします。

○兵藤委員 医療機関様のFAQの実施施設についてですけれども、ハイリスク分娩に該当する人の中には、墨東病院みたいに、出産後にうちに搬送されてきて、その後、こちらでの管理が望ましいとなる方もいますけれども、前後のFAQの内容を見たら、この中身は結構医療に関する事なので、省いてもいいんじゃないかなというふうにも思うんですけれども。多分これが、何かあまりわざわざここに触れなくてもいいんじゃないかなと。これ、どういういきさつでこういった文言が出てきたか、ちょっとおさらいさせてもらってもいいですか。

○川嶋家庭支援課課長代理（母子保健担当） こちらの文言につきましては、例えば助産所ですとか、そういうところで出産した方で、かつハイリスクになった場合は、そこは別のところで。

○兵藤委員 なので、出産した施設で受診することが望ましいとわざわざ書いちゃうから、ハイリスクなのに助産所を出産して、うちに搬送されたら、かえって、いや、これ、助産所に行ったほうがいいのかということになっちゃうので、わざわざこういう文言がないほうが、すっきりしていていいんじゃないかなと思ったんです。

○砂賀事業連携担当課長 助産所で産んで、ハイリスクがゆえに墨東さんに行かれることもあるのということですよ。

○兵藤委員 そうです。ハイリスクな人は、必ずしも産む前からハイリスクとは限らないので、ハイリスク分娩の人は出産した施設でとわざわざ書くことで、混乱を招くんじゃないかということを心配しました。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

そうしましたら、単純に自分が産んだところじゃないと使えないのかという疑問にはお答えいただきたいので、後段を切って、前段の部分だけ残すような形で調整させていただきます。ありがとうございます。

そのほか、ご意見等はございますでしょうか。

○落合委員 よろしいですか。

○砂賀事業連携担当課長 はい、お願いします。

○落合委員 東京都医師会の落合ですが、連絡票の氏名等は空欄でファクスをするという。これ、何か電話で氏名を伝えるというのが、間違いとかそういうことが起きないかなという、そういう懸念がちょっとあるんですけど。何か、例えば生年月日だけ書くとか、そういうことであれば間違いを防ぐとか、そういうことをしておかないと、何とかさんといっても、電話でうまく伝わればいいけども、大体は大丈夫なんでしょうけど、何かとんでもない取り違いがあったりした場合にいかがなものかなというふうに、ちょっと心配しているんですけど。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） ありがとうございます。

本日、説明を抜いてしまったのですが、23ページの三つ目の丸で、個人情報の観点

からというところに、複数枚送付する場合は氏名欄にイニシャルを記載すると、対象者の誤りがないように注意するというようなことで記載をさせていただきましたが、この内容があれば、今のご質問に対して、懸念点に対しては防ぐことができますでしょうか。いかがでしょうか。

○落合委員 イニシャルだけなら、そういう場合だけじゃなくてもいいんじゃないですか。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） 複数枚でなくても、1枚だけでも、それは書いたほうが安全というご意見でしょうか。

○落合委員 書かれたほうが、イニシャルだけだったら、そんなに個人情報にならないかもしれないと思います。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） はい、分かりました。そうしましたら、「複数枚送付する場合は」と記載しましたけれども、誤りがないように氏名欄にイニシャルを記載する等という形に修正をしたいと思います。

○落合委員 はい、そうしてください。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

そのほか、ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（なし）

○砂賀事業連携担当課長 そうしましたら、続いて、次第の5の医療機関向け・都民向け周知等について、事務局からご説明をさせていただきます。

資料の27ページをご覧ください。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） 事務局の藤原でございます。医療機関向け・都民向け周知等について、ご説明をいたします。

健診を実施する医療機関、助産所向けに、資料8でお示ししました手引きを送付することが一点、もう一点、研修を行います。下のほうの表にスケジュールをお示ししておりますが、いずれも6月から9月に掛けて予定をしております。

また、研修の内容につきまして、研修内容（案）に記載いたしましたけれども、産婦健診の項目についてや、エジンバラ産後うつ病質問票、赤ちゃんへの気持ち質問票について、また、情報連絡票の活用方法についてや、精神科医療機関・行政等の連携についてなどの内容を考えております。研修内容につきましては、今日ご参加の皆様からご意見をいただければと思っております。

最後に、都民向けとしましては、4月ぐらいから、チラシや東京都ホームページ、各区市町村のホームページなどによって、周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○砂賀事業連携担当課長 ただいまの説明につきまして、ご意見等をお願いいたします。特に説明でもありましたけれども、研修の内容等につきましてはいろいろご意見いただくとありがたいと思っております。いかがでしょうか。

お願いします。

○兵藤委員 ちょっと余計なお世話かもしれませんが、これ、医療機関も、今でも必要な事例はそれぞれの役所に連絡を取ったりしているんですけども、こういった形で、そこそこの数が役所に来ることを考えると、自治体向けの研修というのは、もう各自治体で頑張ってくださいだけでいいのでしょうか。というか、自治体の方々に直接お伺いしたほうがいいんでしょうかね。

○砂賀事業連携担当課長 自治体の窓口で対応する職員の方ということですよ。

○兵藤委員 そうです、はい。

○砂賀事業連携担当課長 それはすみません、自治体のほかの研修も含めて、プロの職員の方がそろっていると思うんですけども。ただ、新しい職員もいますので、新しいことは丁寧にやる必要があると思っています。

実際来年度に向けて、今からもう準備が始まっているのかなと思うんですけども、瑞穂町さんとか、その辺の温度感をよかったら教えていただけますでしょうか。

○島崎委員 瑞穂町です。

一応流れというか、そういったものを今、職員の中でも共有しているところで、もしよろしければ、また東京都さんとかで説明会とかがあれば、そういうのにも積極的に参加させていただければと思っております。

以上です。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

葛飾区さん、いかがでしょうか。

○柳池委員 葛飾区です。

葛飾区としても、担当者もその都度変わりますので、しっかりと方法などについては、チーム担当者はじめ、様々な会議の中で共有しているのと、区では今、産科・婦人科連絡会というものもありますので、そういった場を活用して、研修まではいかないのですが、新たな変更点などは共有するように努めているというところを取り組んでいるという状況でございます。

以上です。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

医療機関向けの説明会の中でも、この制度についてはやっぱりお知らせしなければいけないと思っていまして、そこに自治体の方も参加いただけるような形で、こちらも検討してまいりたいと思います。

そのほか、ございますでしょうか。

海老澤先生、すみません、今入られたということで、もしかしたらご説明が終わった後に入られたかもしれないんですけども、今、資料9の27枚目の医療機関・都民向け周知等について、ご意見をいただいているところでございます。もし、お気づきの点等がございましたら、この後でも結構ですので、何かご意見をいただけるとありがたいと思っております。

そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○砂賀事業連携担当課長 では、駆け足になりましたけれども、議事は以上となります。

全体を通してでも結構ですが、何かございましたらお願いいたします。

○柳池委員 すみません、葛飾区なのですが、ちょっと一点確認事項がございます。

○砂賀事業連携担当課長 はい。

○柳池委員 資料の23ページのほう、よろしく申し上げます。

前々回だったかなと思いますが、各区市町村の連絡先のホームページを載せていただけるということで、前回も確認させていただいたのですが、代表の保健センターなどではなく、区のものまで、詳細なところまで載せていただける認識でよろしいのでしょうかという点を確認したいです。よろしく申し上げます。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） はい、ご認識のとおりでございます。

○柳池委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

(なし)

○砂賀事業連携担当課長 そうでしたら、最後になりますが、担当部長の瀬川よりご挨拶させていただきます。

○瀬川子供・子育て施策推進担当部長 福祉局子供・子育て施策推進担当部長の瀬川でございます。本検討会の閉会に当たりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中ご出席いただき、また、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

昨年3月に設置した本検討会でございますが、早いもので今回が最後となりました。

都内共通受診票の導入に当たりましては、健診内容や公費負担額、受診票様式や事務フローなど、具体的な内容について協議をさせていただきまして、今年の10月から開始する運びとなりました。それもひとえに、委員の皆様のご尽力のおかげであると感謝を申し上げますところでございます。誠にどうもありがとうございました。

今後、医療機関や妊産婦等への制度の周知など、開始に当たって準備を着実に進めてまいりたいと考えております。引き続き、委員の皆様におかれましては、産婦健診をはじめ、東京都の子供・子育て施策にご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

○砂賀事業連携担当課長 皆様、ありがとうございました。

それでは、これもちまして、本検討会を終了させていただきます。

本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。今後ともどうぞよろしくようお願い申し上げます。

(午後 6時31分 閉会)